

小樽市指定地域密着型サービス事業者等運営指導実施要領

第1 目的

この要領は、小樽市地域密着型サービス事業者等運営指導実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、運営指導に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 指導

1 実施計画について

厚生労働省等が毎年度定める「地域密着型サービス事業者等運営指導方針」に基づき、当該年度に指導を行う地域密着型サービス事業者等を選定し、運営指導計画を立てる。

2 実施の通知について

(1) 指導の実施通知は、文書により 3 週間前までに対象となる地域密着型サービス事業者等に通知する。

自己点検シート、加算等自己点検シートもあわせて送付する。

(2) 指導担当者が事前に確認するもの

ア ホームページ、パンフレット等を利用し、サービス事業者等の以下の情報を理解しておくことが重要である。

情報を事前に入手することで、実地指導を適正かつ円スムーズに進めることが可能となる。

- ・ 事業規模（利用者数、居室数、居室配置等）
- ・ 併設事業所
- ・ 運営方針
- ・ 介護サービスに従事する従事者に関する事項（職員名簿、勤務表等）
- ・ 介護サービスの内容に関する事項（パンフレット、自己点検シート、加算等自己点検シートの自己点検内容等）

3 実施方法について

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる地域密着型サービス事業者等を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

本市が集団指導を実施した場合には、北海道に対し、当日使用した資料を送付する等情報提供を行う。

(2) 実地指導

「サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」及び「高齢者虐待防止法の趣旨」、「適

正な介護報酬請求等を踏まえ、厚生労働省が定める実地指導に関するマニュアル等に基づき、介護サービス事業者等の所在地において関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式等で行うものとする。

ア 運営指導

高齢者虐待防止、身体拘束禁止等の観点から、虐待や身体拘束のそれぞれの行為についての理解の促進、防止のための取り組みの促進について指導を行うとともに、身体拘束廃止や虐待防止等にあたっては、個々の利用者の毎の個別ケアプランに基づいたサービス提供を含む一連のプロセスの重要性について、理解を求めるためのヒアリングを行い、生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られるよう運営上の指導を実施する。

イ 報酬請求指導

各種加算等について、報酬基準等に基づきサービス提供がされているか、個別ケアプランに基づきサービス提供がされているか、他職種との協働は行われているかなど届け出た加算等に基づいた運営が適切に実施されているかをヒアリングし、請求の不適正な取扱いについては是正を指導する。

4 指導結果の通知等

- (1) 実地指導の結果は、原則 30 日以内に文書（様式 1）により通知する。
- (2) 文書指導事項がある場合は、原則 30 日以内に「改善状況報告書」（様式 2）により報告を求めることにより、改善状況について確認する。
- (3) 介護報酬について自主点検の指示を行った結果、過誤による調整を要すると認められた場合には、「点検結果報告書」（様式 3 - 1）、保険者別返還金額一覧表（様式 3 - 2）、被保険者別返還金額一覧表（様式 3 - 3）を提出させ、返還完了報告書（様式 3 - 4）により返還状況を確認する。

第3 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- 1 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合
- 2 報酬請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

第4 地域密着型サービス事業者からの現況報告

当該年度の4月1日時点において、指定又は許可を受けている地域密着型サービス事

業者から、別に定める「現況報告書」を毎年5月末日までに提出させる。

提出された「現況報告書」の内容に基づき、必要な場合には実地指導等を行う。

第5 関係機関との連携

指導にあたっては、関係機関との連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

第6 その他

運営指導に関し、その他必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成19年 3月26日から施行する。

平成19年11月12日一部改正